

## 意見募集

佐賀県子ども計画のうち、佐賀県子ども施策実行計画（案）についての意見募集  
（12月27日～1月27日）

佐賀県では、こどもの健やかな成長や結婚、妊娠・出産、子育てに関する子ども施策を、総合的かつ計画的に推進していくため、「佐賀県子ども計画」を策定します。

これは、令和5年4月に施行された子ども基本法第10条に基づく計画となります。

また、各法律に基づく7つの個別計画\*も子ども計画と一体的に策定することで、子どもや若い世代の皆様、子どもに関わる団体の皆様などにとってわかりやすい計画にし、子どもに関わる福祉、保健、医療、教育等と引き続き連携して取り組んでいきたいと考えています。

- ※参考：各個別法等
- (1) 次世代育成支援対策推進法
  - (2) 子ども・子育て支援法
  - (3) 子ども・若者育成支援推進法
  - (4) 成育医療等基本方針に基づく計画策定指針
  - (5) 母子及び父子並びに福祉寡婦福祉法
  - (6) 子どもの貧困対策の推進に関する法律
  - (7) 社会的養育推進計画に係る子ども家庭庁通知

つきましては、この度、子ども計画のうち、具体的な子ども施策を示す「佐賀県子ども施策実行計画（案）」を作成しましたので、県民の皆さまのご意見をこの案に反映させていくため、「佐賀県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）に関する要綱」に基づき、次のご意見を募集します。

## 1 意見募集案件

佐賀県子ども計画のうち、佐賀県子ども施策実行計画（案）について

## 2 意見の募集期間

令和6年12月27日（金） ～ 令和7年1月27日（月）

## 3 意見提出の際の留意事項

- (1) ご意見を提出していただく様式は任意です。
- (2) 件名は「佐賀県子ども計画のうち、佐賀県子ども施策実行計画（案）についての意見」としてください。
- (3) お名前やご住所等の記入は不要です。
- (4) 提出に当たって使用する言語は、日本語でお願いします。
- (5) 電話でのご意見はお受けしていません。ご了承ください。

記載事項（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

宛先 佐賀県 健康福祉部男女参画・子ども局 子ども未来課 子ども・若者育成支援担当

件名 佐賀県子ども計画のうち、佐賀県子ども施策実行計画（案）についての意見  
意見 （自由に記載してください。）

.....

#### 4 意見の提出先

(1) 郵送の場合

郵便番号 840-8570（住所の記載は不要です。）

佐賀県 健康福祉部男女参画・子ども局 子ども未来課 子ども・若者育成支援担当

(2) ファクシミリの場合

0952-25-7339

(3) 電子メールの場合

kodomomirai@pref.saga.lg.jp

#### 5 意見の取扱い

- (1) ご意見の内容を簡潔に取りまとめて公表する予定です。その際、同趣旨のご意見はまとめて公表することもあります。
- (2) ご意見に対しては、「県の考え方」を公表する予定です。  
なお、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- (3) お寄せいただいたご意見に含まれる個人情報、ご意見の内容を確認する場合のみ利用し、それ以外はいかなる目的にも使用しません。県庁内部における議論の資料として、ご意見を紹介させていただく場合には、個人を特定できるような情報は除外します。

佐賀県の個人情報の取り扱い方針については、「[佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム](#)」をご覧ください。

#### 関連ファイル

- 佐賀県子ども施策実行計画（案）

#### 問い合わせ先

子ども未来課 子ども・若者育成支援担当  
TEL：0952-25-7350（直通）  
E-mail：kodomomirai@pref.saga.lg.jp